平成２４年（フ）第９０号
千葉市中央区末広３丁目５番16号第２センチュリーハイム405号
債務者　山本　桂樹
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３号
千葉市花見川区花見川８番９棟205号
債務者　八木沢美代子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号
千葉市花見川区検見川町３丁目416番地
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１号
千葉市若葉区桜木８丁目９番３号
債務者　山口　　猛
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
千葉県浦安市当代島３丁目４番１号　メゾンノボル203
債務者　高橋　由哲
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２号
千葉市中央区問屋町８番１号　ハーバーレジデンス1311号
債務者　齋藤　純一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５号
千葉県市原市姉崎2061番地１　砂子タウン15号棟
債務者　荒川　　健
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７号
千葉市中央区椿森１丁目６番11号　ビューシティ千葉102号
債務者　上田　陽星
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３号
千葉県船橋市東船橋４丁目39番27号　緑ハイツ７号、申立時の住所千葉県船橋市藤原２丁目４番31号　第１コスモ藤原202号
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５号
千葉県習志野市大久保４丁目３番16号　コーポ榎本203号
債務者　井上　幸久
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６０号
千葉県習志野市本大久保１丁目16番９号
債務者　桑田　智子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
金沢市西泉２丁目35番地、従前の住所金沢市西泉１丁目５番地
債務者　橘　　喬
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５４号
金沢市西泉２丁目35番地、従前の住所金沢市西泉１丁目５番地
債務者　橘　　久子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
長野県松本市寿北８丁目22番Ｇ―103号　市営住宅
債務者　松澤　雄一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２２号
岐阜県関市上之保1385番地
債務者　漆畑　芳昭
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
岐阜市茜部寺屋敷３丁目259番地
債務者　永井　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２号
岐阜県瑞穂市稲里161番地　Ａ―２号
債務者　川瀬　正勝
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所